

北九州市立地適正化計画の見直しの都市計画審議会への諮問について

1 趣旨

本市では、急速な人口減少と超高齢化の下においても、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするため、平成28年9月、北九州市立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちづくりに取り組んでいる。

立地適正化計画については、都市再生特別措置法第84条第1項に基づき、立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることと定められている。このため、北九州市立地適正化計画においては、概ね5年を1サイクルとして、施策・事業等の見直しを行うこととしている。

また、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するため、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとされた。

については、北九州市立地適正化計画の見直しについて、都市再生特別措置法第81条第24項及び第84条第2項の規定に基づき、北九州市都市計画審議会に諮問するものである。

2 見直しにあたっての主な検討項目

○誘導施策の調査、分析及び評価

○防災指針の検討

3 スケジュール（予定）

令和4年	5月23日	都市計画審議会（諮問）
令和4年	8月上旬	都市計画審議会（中間報告）
令和4年	11月中旬	都市計画審議会（中間報告）
令和4年	12月～令和5年1月	パブリックコメント
令和5年	2月上旬	都市計画審議会（答申）
令和5年	3月下旬	北九州市立地適正化計画 改定

1 立地適正化計画の概要

急速な人口減少と超高齢化の状況で、都市経営を確保しつつ都市のコンパクト化を積極的に推進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」が制度化された。北九州市立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等についてまとめた包括的なマスタープランであり、平成28年4月に策定された。

2 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

集約型都市構造の形成に向け、拠点への高次の都市機能、「街なか」への居住を誘導するため、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定めている。

(1) 都市機能誘導区域

医療・商業等の都市機能を拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの市民への効率的な提供を図る区域。

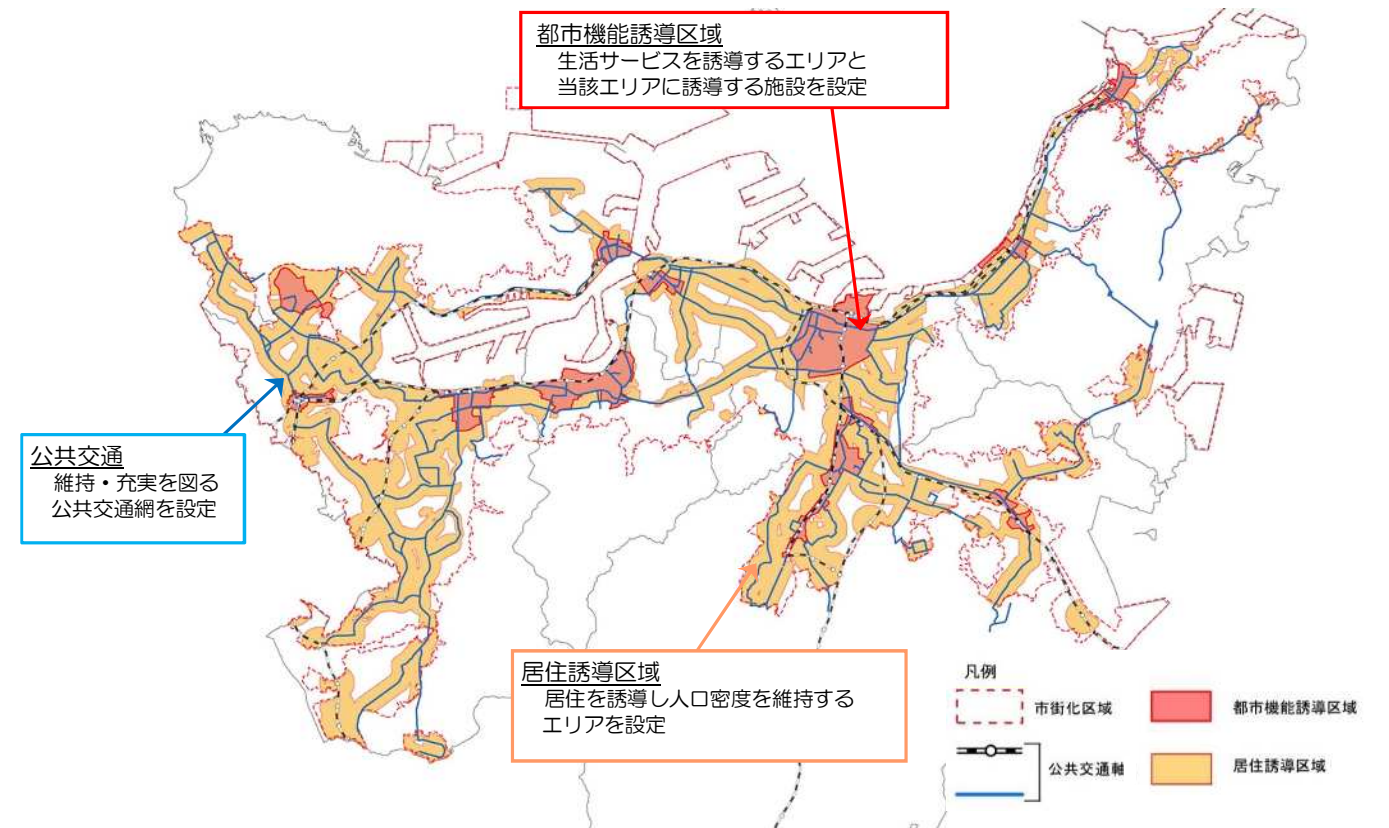
(2) 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を緩やかに誘導する区域。

3 計画目標

評価指標	数値目標
居住誘導区域における人口密度	(H22) 130人/ha ⇒ (R22) 120人/ha
公共交通機関の利用者割合	(H22) 22% ⇒ (R22) 32%

4 立地適正化計画区域



(参考) 都市再生特別措置法 抜粋

(立地適正化計画)

第81条

1 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 略

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

3～21 略

22 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

23 略

24 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更（第二十二項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

以下、略

(立地適正化計画の評価等)

第84条

1 市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

以下、略